

美里町地域防災計画修正 新旧対照表

令和 5 年 5 月

美里町防災会議

一般災害対策	第1章 総則 第2節 計画の性格及び基本方針
修正前	修正後
1. 計画の性格 (2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画<u>一般災害対策編</u>」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。 (P1)	1. 計画の性格 (2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。<u>さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「美里町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。</u> (P1)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画
修正前	修正後
1. 計画の性格 1. 治山・治水対策 雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況を把握し円滑な排水を行うべく、町内河川の掘削、護岸等の改修整備、砂防事業の促進を図る。 (P5)	1. 計画の性格 1. 治山・治水対策 雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況を把握し円滑な排水を行うべく、町内河川の掘削、護岸等の改修整備、砂防事業の促進を図る。 <u>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、</u> <u>「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、</u> <u>地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u> (P5)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画					
修正前	修正後					
7. 水防法に基づく対応 (略) 【浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設】 <table><tr><th>番号</th><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 	番号	名称	所在地			
番号	名称	所在地				

(P6)

(P6-7)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
1. 計画の方針 (略) また、町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を初めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。 (略) (P10) 5. 学校教育における防災知識の普及 (新規) (P12)	1. 計画の方針 (略) また、町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（<u>一人ひとりの</u>防災行動計画）」の普及を初めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。 (略) (P10) 5. 学校教育における防災知識の普及 (4) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 県及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。 (P12)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第10節 防災訓練計画
修正前	修正後
(新規) <u>3.</u> 町や防災関係機関の個別防災訓練 <u>4.</u> 住民等の訓練 <u>5.</u> 学校教育等での訓練 <u>6.</u> 訓練の時期・場所等 (3) 訓練の実施・指導等 町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (P14-15)	<u>3. 複合災害想定訓練</u> <u>町、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。</u> <u>4.</u> 町や防災関係機関の個別防災訓練 <u>5.</u> 住民等の訓練 <u>6.</u> 学校教育等での訓練 <u>7.</u> 訓練の時期・場所等 (3) 訓練の実施・指導等 町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (P14-15)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織計画																																																																																																														
修正前	修正後																																																																																																														
2. 災害対策本部	2. 災害対策本部																																																																																																														
(3) 災害対策本部の組織及び事務分掌	(3) 災害対策本部の組織及び事務分掌																																																																																																														
【事務分掌】	【事務分掌】																																																																																																														
<table><tr><th colspan="4">【新事務分掌】●正 ○副</th></tr><tr><th>部名</th><th>部長</th><th>部員</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="15">総務対策部</td><td rowspan="15">(正) 総務課長 (副) 企画情報課長</td><td rowspan="15">企画情報課職員 総務課職員</td><td>1. 災害対策本部の組織・運営（総務課）</td></tr><tr><td>2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課）</td></tr><tr><td>3. 通信の確保（●総務課、○企画情報課）</td></tr><tr><td>4. 職員の動員及び派遣（総務課）</td></tr><tr><td>5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課）</td></tr><tr><td>6. 災害情報の伝達（●総務課、○企画情報課）</td></tr><tr><td>7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課）</td></tr><tr><td>8. 広報活動（企画情報課）</td></tr><tr><td>9. 報道機関との連絡調整（総務課）</td></tr><tr><td>10. 応援の受け入れ対応（総務課）</td></tr><tr><td>11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○企画情報課）</td></tr><tr><td>12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課）</td></tr><tr><td>13. り災証明の発行（●総務課、○企画情報課）</td></tr><tr><td>14. 復旧・復興計画等に関すること（企画情報課）</td></tr><tr><td>15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）</td></tr><tr><td rowspan="9">福祉対策部</td><td rowspan="9">(正) 福祉課長 (副) 住民課長</td><td rowspan="9">福祉課職員 住民課職員</td><td>1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課）</td></tr><tr><td>2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民課）</td></tr><tr><td>3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課）</td></tr><tr><td>4. 救援状況の報告に関すること（福祉課）</td></tr><tr><td>5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民課）</td></tr><tr><td>6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課）</td></tr><tr><td>7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民課）</td></tr><tr><td>8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会）</td></tr><tr><td>9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）</td></tr><tr><td rowspan="7">保健衛生対策部</td><td rowspan="7">(正) 健康保険課長 (副) 水道衛生課長</td><td rowspan="7">健康保険課職員 水道衛生課職員 東部出張所職員</td><td>1. 飲料水及び供給施設の確保（水道衛生課）</td></tr><tr><td>2. 食品衛生の保全（水道衛生課）</td></tr><tr><td>3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（水道衛生課）</td></tr><tr><td>4. 日赤との連絡調整（健康保険課）</td></tr><tr><td>5. 防疫、救護（健康保険課）</td></tr><tr><td>6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課）</td></tr><tr><td>7. 避難者の健康チェック（健康保険課）</td></tr><tr><td rowspan="4">農林対策部</td><td rowspan="4">(正) 経済課長 (副) 林務観光課長</td><td rowspan="4">経済課職員 林務観光課職員</td><td>1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（経済課、林務観光課）</td></tr><tr><td>2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（経済課、林務観光課）</td></tr><tr><td>3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（経済課、林務観光課）</td></tr><tr><td>4. 農協その他関係団体との連絡調整（経済課、林務観光課）</td></tr></table>	【新事務分掌】●正 ○副				部名	部長	部員	分 掌 事 務	総務対策部	(正) 総務課長 (副) 企画情報課長	企画情報課職員 総務課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課）	2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課）	3. 通信の確保（●総務課、○企画情報課）	4. 職員の動員及び派遣（総務課）	5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課）	6. 災害情報の伝達（●総務課、○企画情報課）	7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課）	8. 広報活動（企画情報課）	9. 報道機関との連絡調整（総務課）	10. 応援の受け入れ対応（総務課）	11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○企画情報課）	12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課）	13. り災証明の発行（●総務課、○企画情報課）	14. 復旧・復興計画等に関すること（企画情報課）	15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）	福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民課長	福祉課職員 住民課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課）	2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民課）	3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課）	4. 救援状況の報告に関すること（福祉課）	5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民課）	6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課）	7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民課）	8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会）	9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）	保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 水道衛生課長	健康保険課職員 水道衛生課職員 東部出張所職員	1. 飲料水及び供給施設の確保（水道衛生課）	2. 食品衛生の保全（水道衛生課）	3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（水道衛生課）	4. 日赤との連絡調整（健康保険課）	5. 防疫、救護（健康保険課）	6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課）	7. 避難者の健康チェック（健康保険課）	農林対策部	(正) 経済課長 (副) 林務観光課長	経済課職員 林務観光課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（経済課、林務観光課）	2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（経済課、林務観光課）	3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（経済課、林務観光課）	4. 農協その他関係団体との連絡調整（経済課、林務観光課）	<table><tr><th colspan="4">【新事務分掌】●正 ○副</th></tr><tr><th>部名</th><th>部長</th><th>部員</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="15">総務対策部</td><td rowspan="15">(正) 総務課長 (副) 美しい里創生課長</td><td rowspan="15">美しい里創生課職員 総務課職員</td><td>1. 災害対策本部の組織・運営（総務課）</td></tr><tr><td>2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課）</td></tr><tr><td>3. 通信の確保（●総務課）</td></tr><tr><td>4. 職員の動員及び派遣（総務課）</td></tr><tr><td>5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課）</td></tr><tr><td>6. 災害情報の伝達（●総務課）</td></tr><tr><td>7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課）</td></tr><tr><td>8. 広報活動（総務課）</td></tr><tr><td>9. 報道機関との連絡調整（総務課）</td></tr><tr><td>10. 応援の受け入れ対応（総務課）</td></tr><tr><td>11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課）</td></tr><tr><td>12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課）</td></tr><tr><td>13. り災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課）</td></tr><tr><td>14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課）</td></tr><tr><td>15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）</td></tr><tr><td rowspan="9">福祉対策部</td><td rowspan="9">(正) 福祉課長 (副) 住民生活課長</td><td rowspan="9">住民生活課職員 福祉課職員</td><td>1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課）</td></tr><tr><td>2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課）</td></tr><tr><td>3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課）</td></tr><tr><td>4. 救援状況の報告に関すること（福祉課）</td></tr><tr><td>5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課）</td></tr><tr><td>6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課）</td></tr><tr><td>7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課）</td></tr><tr><td>8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会）</td></tr><tr><td>9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）</td></tr><tr><td rowspan="7">保健衛生対策部</td><td rowspan="7">(正) 健康保険課長 (副) 上下水道課長</td><td rowspan="7">上下水道課職員 住民生活課職員 健康保険課職員</td><td>1. 飲料水及び供給施設の確保（上下水道課）</td></tr><tr><td>2. 食品衛生の保全（住民生活課）</td></tr><tr><td>3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（住民生活課）</td></tr><tr><td>4. 日赤との連絡調整（健康保険課）</td></tr><tr><td>5. 防疫、救護（健康保険課）</td></tr><tr><td>6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課）</td></tr><tr><td>7. 避難者の健康チェック（健康保険課）</td></tr><tr><td rowspan="4">農林対策部</td><td rowspan="4">(正) 農業政策課長 (副) 森づくり推進課長</td><td rowspan="4">森づくり推進課職員 農業政策課職員</td><td>1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（農業政策課、森づくり推進課）</td></tr><tr><td>2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（農業政策課、森づくり推進課）</td></tr><tr><td>3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（農業政策課、森づくり推進課）</td></tr><tr><td>4. 農協その他関係団体との連絡調整（農業政策課、森づくり推進課）</td></tr></table>	【新事務分掌】●正 ○副				部名	部長	部員	分 掌 事 務	総務対策部	(正) 総務課長 (副) 美しい里創生課長	美しい里創生課職員 総務課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課）	2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課）	3. 通信の確保（●総務課）	4. 職員の動員及び派遣（総務課）	5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課）	6. 災害情報の伝達（●総務課）	7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課）	8. 広報活動（総務課）	9. 報道機関との連絡調整（総務課）	10. 応援の受け入れ対応（総務課）	11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課）	12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課）	13. り災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課）	14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課）	15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）	福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民生活課長	住民生活課職員 福祉課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課）	2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課）	3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課）	4. 救援状況の報告に関すること（福祉課）	5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課）	6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課）	7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課）	8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会）	9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）	保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 上下水道課長	上下水道課職員 住民生活課職員 健康保険課職員	1. 飲料水及び供給施設の確保（上下水道課）	2. 食品衛生の保全（住民生活課）	3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（住民生活課）	4. 日赤との連絡調整（健康保険課）	5. 防疫、救護（健康保険課）	6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課）	7. 避難者の健康チェック（健康保険課）	農林対策部	(正) 農業政策課長 (副) 森づくり推進課長	森づくり推進課職員 農業政策課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（農業政策課、森づくり推進課）	2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（農業政策課、森づくり推進課）	3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（農業政策課、森づくり推進課）	4. 農協その他関係団体との連絡調整（農業政策課、森づくり推進課）
【新事務分掌】●正 ○副																																																																																																															
部名	部長	部員	分 掌 事 務																																																																																																												
総務対策部	(正) 総務課長 (副) 企画情報課長	企画情報課職員 総務課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課）																																																																																																												
			2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課）																																																																																																												
			3. 通信の確保（●総務課、○企画情報課）																																																																																																												
			4. 職員の動員及び派遣（総務課）																																																																																																												
			5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課）																																																																																																												
			6. 災害情報の伝達（●総務課、○企画情報課）																																																																																																												
			7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課）																																																																																																												
			8. 広報活動（企画情報課）																																																																																																												
			9. 報道機関との連絡調整（総務課）																																																																																																												
			10. 応援の受け入れ対応（総務課）																																																																																																												
			11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○企画情報課）																																																																																																												
			12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課）																																																																																																												
			13. り災証明の発行（●総務課、○企画情報課）																																																																																																												
			14. 復旧・復興計画等に関すること（企画情報課）																																																																																																												
			15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）																																																																																																												
福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民課長	福祉課職員 住民課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課）																																																																																																												
			2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民課）																																																																																																												
			3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課）																																																																																																												
			4. 救援状況の報告に関すること（福祉課）																																																																																																												
			5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民課）																																																																																																												
			6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課）																																																																																																												
			7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民課）																																																																																																												
			8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会）																																																																																																												
			9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）																																																																																																												
保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 水道衛生課長	健康保険課職員 水道衛生課職員 東部出張所職員	1. 飲料水及び供給施設の確保（水道衛生課）																																																																																																												
			2. 食品衛生の保全（水道衛生課）																																																																																																												
			3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（水道衛生課）																																																																																																												
			4. 日赤との連絡調整（健康保険課）																																																																																																												
			5. 防疫、救護（健康保険課）																																																																																																												
			6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課）																																																																																																												
			7. 避難者の健康チェック（健康保険課）																																																																																																												
農林対策部	(正) 経済課長 (副) 林務観光課長	経済課職員 林務観光課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（経済課、林務観光課）																																																																																																												
			2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（経済課、林務観光課）																																																																																																												
			3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（経済課、林務観光課）																																																																																																												
			4. 農協その他関係団体との連絡調整（経済課、林務観光課）																																																																																																												
【新事務分掌】●正 ○副																																																																																																															
部名	部長	部員	分 掌 事 務																																																																																																												
総務対策部	(正) 総務課長 (副) 美しい里創生課長	美しい里創生課職員 総務課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課）																																																																																																												
			2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課）																																																																																																												
			3. 通信の確保（●総務課）																																																																																																												
			4. 職員の動員及び派遣（総務課）																																																																																																												
			5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課）																																																																																																												
			6. 災害情報の伝達（●総務課）																																																																																																												
			7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課）																																																																																																												
			8. 広報活動（総務課）																																																																																																												
			9. 報道機関との連絡調整（総務課）																																																																																																												
			10. 応援の受け入れ対応（総務課）																																																																																																												
			11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課）																																																																																																												
			12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課）																																																																																																												
			13. り災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課）																																																																																																												
			14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課）																																																																																																												
			15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）																																																																																																												
福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民生活課長	住民生活課職員 福祉課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課）																																																																																																												
			2. り災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課）																																																																																																												
			3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課）																																																																																																												
			4. 救援状況の報告に関すること（福祉課）																																																																																																												
			5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課）																																																																																																												
			6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課）																																																																																																												
			7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課）																																																																																																												
			8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会）																																																																																																												
			9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）																																																																																																												
保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 上下水道課長	上下水道課職員 住民生活課職員 健康保険課職員	1. 飲料水及び供給施設の確保（上下水道課）																																																																																																												
			2. 食品衛生の保全（住民生活課）																																																																																																												
			3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（住民生活課）																																																																																																												
			4. 日赤との連絡調整（健康保険課）																																																																																																												
			5. 防疫、救護（健康保険課）																																																																																																												
			6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課）																																																																																																												
			7. 避難者の健康チェック（健康保険課）																																																																																																												
農林対策部	(正) 農業政策課長 (副) 森づくり推進課長	森づくり推進課職員 農業政策課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（農業政策課、森づくり推進課）																																																																																																												
			2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（農業政策課、森づくり推進課）																																																																																																												
			3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（農業政策課、森づくり推進課）																																																																																																												
			4. 農協その他関係団体との連絡調整（農業政策課、森づくり推進課）																																																																																																												

(P22)

(P22)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア 町は地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な	4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア 町は地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織計画
修正前	修正後
る。さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。 なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平常時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (P32-33)	常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。 なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平常時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (P32-33)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (3) 避難所の環境整備等 町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 <u>さらに、</u>必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 <u>また、</u>できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (P33-34)	4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (3) 避難所の環境整備等 町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、</u>非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 <u>また、</u>必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。<u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> <u>加えて、</u>できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子供にも配慮するものと<u>し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食材の確保等に努めるする。</u> (P33-34)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (5) 避難所開設状況等の報告 避難所を開設したときは、速やかに県（<u>宇城地域振興局福祉課</u>）に報告し、その後の状況を毎日救助日報により報告する。 なお、報告は、次の事項について<u>電話</u>等により行う。 (P34) (7) 避難所の管理運営 <u>ア</u> 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等の外部支援者との協働についても検討するものとする。 <u>キ</u> 町は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 (P35)	4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (5) 避難所開設状況等の報告 避難所を開設したときは、速やかに県（<u>知事公室危機管理防災課</u>）に報告し、その後の状況を毎日救助日報により報告する。 なお、報告は、次の事項について<u>熊本県防災情報共有システム</u>等により行う。 (P34) (7) 避難所の管理運営 <u>ア</u> 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO、<u>ボランティア</u>等の外部支援者との協働についても検討するものとする。 <u>キ</u> 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 (P35)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第8節 消防計画																																						
修正前	修正後																																						
1. 消防組織、機構 (1) 組織 <table><tr><th>団 長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部 長</th><th>班 長</th><th>団 員</th><th>計</th></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>6 (777 隊長 1)</td><td>5</td><td>12 (女性隊長 1)</td><td>20 (副隊長 1)</td><td>241</td><td>287</td></tr></table>	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計	1	2	6 (777 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	241	287	1. 消防組織、機構 (1) 組織 <table><tr><th>団 長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部 長</th><th>班 長</th><th>団 員</th><th>計</th></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>6 (777 隊長 1)</td><td>5</td><td>12 (女性隊長 1)</td><td>20 (副隊長 1)</td><td>229</td><td>275</td></tr></table>	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計	1	2	6 (777 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	229	275						
団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計																																
1	2	6 (777 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	241	287																																
団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計																																
1	2	6 (777 隊長 1)	5	12 (女性隊長 1)	20 (副隊長 1)	229	275																																
2. 消防施設設備の整備状況 (2) 消防水利 (略)	2. 消防施設設備の整備状況 (2) 消防水利 (略)																																						
<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">防 火 水 槽 (単位: m³)</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">プール</th><th rowspan="2">自然水利</th><th rowspan="2">その他</th></tr><tr><th>100 以上</th><th>40～100 未満</th><th>40 未満</th></tr><tr><td>現有数</td><td>5</td><td>158</td><td>32</td><td>203</td><td>10</td><td>44</td><td></td></tr></table>		防 火 水 槽 (単位: m³)			消火栓	プール	自然水利	その他	100 以上	40～100 未満	40 未満	現有数	5	158	32	203	10	44		<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">防 火 水 槽 (単位: m³)</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">プール</th><th rowspan="2">自然水利</th><th rowspan="2">その他</th></tr><tr><th>100 以上</th><th>40～100 未満</th><th>40 未満</th></tr><tr><td>現有数</td><td>5</td><td>160</td><td>32</td><td>203</td><td>10</td><td>44</td><td></td></tr></table>		防 火 水 槽 (単位: m³)			消火栓	プール	自然水利	その他	100 以上	40～100 未満	40 未満	現有数	5	160	32	203	10	44	
		防 火 水 槽 (単位: m³)							消火栓	プール	自然水利	その他																											
	100 以上	40～100 未満	40 未満																																				
現有数	5	158	32	203	10	44																																	
	防 火 水 槽 (単位: m³)			消火栓	プール	自然水利	その他																																
	100 以上	40～100 未満	40 未満																																				
現有数	5	160	32	203	10	44																																	
(P41)	(P41)																																						

震災対策	第 1 章 総 則 第 1 節 目 的
修正前	修正後
第1章 総 則 第1節 目 的 (略) (P1)	第1章 総 則 第1節 目 的 (略) (P1)

震災対策	第1章 総 則 第2節 計画の性格及び基本方針
修正前	修正後
第2節 計画の性格及び基本方針 1. 計画の性格 1. 計画の性格 <u>(1)</u> この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「震災対策編」として、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。 この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。 <u>(2)</u> 「美里町地域防災計画震災対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。 <u>(3)</u> この計画は、地震災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。 (P1)	第2節 計画の性格及び基本方針 1. 計画の性格 1. 計画の性格 <u>(1)</u> この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「震災対策編」として、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。 この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。 <u>(2)</u> 「美里町地域防災計画震災対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。 <u>(3)</u> この計画は、地震災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。 (P1)

震災対策	第1章 総 則 第2節 計画の性格及び基本方針
修正前	修正後
2. 計画の基本方針 (略) <u>(1)</u> 自主防災体制の確立 <u>(2)</u> 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化 <u>(3)</u> 男女共同参画の視点からの防災体制の確立 <u>(4)</u> 地震災害対策の推進 <u>(5)</u> 関係法令の遵守 (P1)	2. 計画の基本方針 (略) <u>(1)</u> 自主防災体制の確立 <u>(2)</u> 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化 <u>(3)</u> 男女共同参画の視点からの防災体制の確立 <u>(4)</u> 地震災害対策の推進 <u>(5)</u> 関係法令の遵守 (P1)

震災対策	第 1 章 総 則 第 3 節 関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
修正前	修正後
第3節 関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (P1)	第3節 関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略) (P1)

震災対策	第1章 総 則 第4節 被害想定
修正前	修正後
第4節 被害想定 (略) 2. 地震・津波被害想定調査の前提条件 (略) <u>(1)</u>地震動解析 (略) <u>(2)</u>被害想定 (略) <u>(3)</u> 想定シーン (略) <u>①</u> 発生の季節：冬季 <u>②</u> 発生時刻 ：夜(午前5時)：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。 夕方(午後6時)：火気使用が最も高い時間帯。 <u>③</u> 風速設定 ：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。 (※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録(平成21～23年)を採用 <u>(5)</u> 対象地震 (略) (P1-2)	第4節 被害想定 (略) 2. 地震・津波被害想定調査の前提条件 (略) <u>(1)</u>地震動解析 (略) <u>(2)</u>被害想定 (略) <u>(3)</u> 想定シーン (略) <u>ア</u> 発生の季節：冬季 <u>イ</u> 発生時刻 ：夜(午前5時)：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。 夕方(午後6時)：火気使用が最も高い時間帯。 <u>ウ</u> 風速設定 ：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。 (※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録(平成21～23年)を採用 <u>(4)</u> 対象地震 (略) (P1-2)

震災対策	第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画
修正前	修正後
第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 (略) 2. 町職員に対する防災教育 (略) (1) 教育の内容 ① 美里町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ② 非常参集の方法 ③ 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識 ④ 過去の主な被害事例 ⑤ 防災関係法令の運用 ⑥ その他必要な事項 (2) 教育の方法 ① 講演会、研修会等の実施 ② 防災活動の手引き等印刷物の配布 ③ 見学、現地調査等の実施 (P5)	第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 (略) 2. 町職員に対する防災教育 (略) (1) 教育の内容 ア 美里町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 イ 非常参集の方法 ウ 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識 エ 過去の主な被害事例 オ 防災関係法令の運用 カ その他必要な事項 (2) 教育の方法 ア 講演会、研修会等の実施 イ 防災活動の手引き等印刷物の配布 ウ 見学、現地調査等の実施 (P5)

震災対策	第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画
修正前	修正後
3. 一般住民に対する防災知識の普及 (略) <u>(1)</u> 普及の内容 <u>①</u> 地震に関する一般的知識 <u>②</u> 過去の主な被害事例 <u>③</u> 地震災害対策の現状 <u>④</u> 平常時の心得(日頃の準備) <u>ア</u> 住宅の点検(住宅の耐震性化・不燃化、ブロック塀補強等) <u>イ</u> 屋内の整理点検(家具転倒防止等) <u>ウ</u> 火災の防止 <u>エ</u> 応急救護 <u>オ</u> 3日分(推奨1週間)の食糧(食物アレルギー対応食品等含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 <u>カ</u> 寝所位置の確認(斜面崩壊対策等) <u>キ</u> 防災行政無線個別受信機等のスイッチの立ち上げ <u>ク</u> 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認 <u>ケ</u> 緊急連絡先の確認 <u>コ</u> 家族間等による安否の確認方法 <u>サ</u> 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備 <u>シ</u> 自動車へのこまめな満タン給油 <u>ス</u> 避難所生活のマナーとルール <u>⑤</u> 地震発生時の心得 <u>ア</u> 緊急地震速報を覚知した時の対応行動	3. 一般住民に対する防災知識の普及 (略) <u>(1)</u> 普及の内容 <u>ア</u> 地震に関する一般的知識 <u>イ</u> 過去の主な被害事例 <u>ウ</u> 地震災害対策の現状 <u>エ</u> 平常時の心得(日頃の準備) <u>(ア)</u> 住宅の点検(住宅の耐震性化・不燃化、ブロック塀補強等) <u>(イ)</u> 屋内の整理点検(家具転倒防止等) <u>(ウ)</u> 火災の防止 <u>(エ)</u> 応急救護 <u>(オ)</u> 3日分(推奨1週間)の食糧(食物アレルギー対応食品等含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 <u>(カ)</u> 寝所位置の確認(斜面崩壊対策等) <u>(キ)</u> 防災行政無線個別受信機等のスイッチの立ち上げ <u>(ク)</u> 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認 <u>(ケ)</u> 緊急連絡先の確認 <u>(コ)</u> 家族間等による安否の確認方法 <u>(サ)</u> 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備 <u>(シ)</u> 自動車へのこまめな満タン給油 <u>(ス)</u> 避難所生活のマナーとルール <u>オ</u> 地震発生時の心得 <u>(ア)</u> 緊急地震速報を覚知した時の対応行動

(P5-6)

(P5-6)

震災対策	第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画
修正前	修正後
<u>イ</u> 場所別、状況別の心得 <u>ウ</u> 出火防止及び初期消火 <u>エ</u> 避難の心得 <u>オ</u> 自動車運転者のとるべき措置 <u>(2)</u> 普及の方法 (略) <u>①</u> 社会教育を通じての普及 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、生涯学習講座、老人会婦人会等の会合、各種研修会、講習会の機会を活用する。 <u>②</u> 広報媒体等による普及 <u>ア</u> 広報みさとの利用 <u>イ</u> 映画、ビデオ、スライドの利用 <u>ウ</u> 広報車の巡回 <u>エ</u> 講演会、研修会等の開催及び県が作成した防災ハンドブックの普及 <u>③</u> 防災訓練における普及 講習会への開催等を通じて、地震災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。 (P6)	<u>(イ)</u> 場所別、状況別の心得 <u>(ウ)</u> 出火防止及び初期消火 <u>(エ)</u> 避難の心得 <u>(オ)</u> 自動車運転者のとるべき措置 <u>(2)</u> 普及の方法 (略) <u>ア</u> 社会教育を通じての普及 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、生涯学習講座、老人会婦人会等の会合、各種研修会、講習会の機会を活用する。 <u>イ</u> 広報媒体等による普及 <u>(ア)</u> 広報みさとの利用 <u>(イ)</u> 映画、ビデオ、スライドの利用 <u>(ウ)</u> 広報車の巡回 <u>(エ)</u> 講演会、研修会等の開催及び県が作成した防災ハンドブックの普及 <u>ウ</u> 防災訓練における普及 講習会への開催等を通じて、地震災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。 (P6)

震災対策	第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画
修正前	修正後
4. 学校教育における防災知識の普及 <u>(1)</u> 児童生徒等に対する防災知識の普及 学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。 防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする <u>①</u> 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等） <u>②</u> 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割 <u>③</u> 地震等災害発生のしくみ <u>④</u> 防災対策の現状 （略） <u>(2)</u> 指導者に対する防災知識の普及 研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。 <u>(3)</u> 保育所・幼稚園に対する助言・指導 町は、保育所及び幼稚園に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、保育所及び幼稚園は防災知識の普及に努めるものとする。 5. 防災上重要な施設の管理者等の指導 （略） <u>(1)</u> 避難誘導等防災体制の整備 <u>(2)</u> 地震災害の特性及び過去の主な被害事例 <u>(3)</u> 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理 <u>(4)</u> 出火防止、初期消火等の任務分担 <u>(5)</u> 防災業務従事者の安全確保 (P6-7)	4. 学校教育における防災知識の普及 <u>(1)</u> 児童生徒等に対する防災知識の普及 学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。 防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。 <u>ア</u> 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等） <u>イ</u> 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割 <u>ウ</u> 地震等災害発生のしくみ <u>エ</u> 防災対策の現状 （略） <u>(2)</u> 指導者に対する防災知識の普及 研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。 <u>(3)</u> 保育所・幼稚園に対する助言・指導 町は、保育所及び幼稚園に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、保育所及び幼稚園は防災知識の普及に努めるものとする。 5. 防災上重要な施設の管理者等の指導 （略） <u>(1)</u> 避難誘導等防災体制の整備 <u>(2)</u> 地震災害の特性及び過去の主な被害事例 <u>(3)</u> 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理 <u>(4)</u> 出火防止、初期消火等の任務分担 <u>(5)</u> 防災業務従事者の安全確保 (P6-7)

震災対策	第2章 災害予防計画 第2節 防災訓練計画
修正前	修正後
第2節 防災訓練計画 1. 総合防災訓練 <u>(1)</u> 目的 (略) <u>(2)</u> 訓練計画 (略) <u>①</u> 情報収集伝達 <u>④</u> 救出・救助 <u>⑦</u> 水防 <u>②</u> 避難誘導 <u>⑤</u> 医療救護 <u>⑧</u> 道路啓開 <u>③</u> 災害警備 <u>⑥</u> 消防 <u>⑨</u> 防疫 <u>(3)</u> 市町村の総合防災訓練 (略) 3. 県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練 (略) <u>(1)</u> 参集(非常呼集)訓練 <u>(2)</u> 災害対策本部等設置訓練 <u>(3)</u> 情報収集伝達(通信)訓練 <u>(4)</u> 水防訓練 <u>(5)</u> 消防訓練	第2節 防災訓練計画 1. 総合防災訓練 <u>(1)</u> 目的 (略) <u>(2)</u> 訓練計画 (略) <u>ア</u> 情報収集伝達 <u>イ</u> 避難誘導 <u>ウ</u> 災害警備 <u>エ</u> 救出・救助 <u>オ</u> 医療救護 <u>カ</u> 消防 <u>キ</u> 水防 <u>ク</u> 道路啓開 <u>ケ</u> 防疫 <u>(3)</u> 市町村の総合防災訓練 (略) 3. 県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練 (略) <u>(1)</u> 参集(非常呼集)訓練 <u>(2)</u> 災害対策本部等設置訓練 <u>(3)</u> 情報収集伝達(通信)訓練 <u>(4)</u> 水防訓練 <u>(5)</u> 消防訓練
(P8)	(P8-9)

震災対策	第2章 災害予防計画 第2節 防災訓練計画
修正前	修正後
<u>(6)</u> 避難(誘導)訓練 <u>(7)</u> 救出・救護訓練 <u>(8)</u> 輸送訓練 <u>(9)</u> その他必要な訓練 (略) 6. 訓練の時期・場所等 <u>(1)</u> 訓練の時期 (略) <u>(2)</u> 訓練の場所 (略) <u>(3)</u> 訓練の実施・指導等 (略) <u>(4)</u> 訓練の工夫 (略) <u>(5)</u> 訓練実施における災害時要援護者等への配慮 (略) <u>(6)</u> 訓練の検証 (P8-9)	<u>(6)</u> 避難(誘導)訓練 <u>(7)</u> 救出・救護訓練 <u>(8)</u> 輸送訓練 <u>(9)</u> その他必要な訓練 (略) 6. 訓練の時期・場所等 <u>(1)</u> 訓練の時期 (略) <u>(2)</u> 訓練の場所 (略) <u>(3)</u> 訓練の実施・指導等 (略) <u>(4)</u> 訓練の工夫 (略) <u>(5)</u> 訓練実施における災害時要援護者等への配慮 (略) <u>(6)</u> 訓練の検証 (P9)

震災対策	第2章 災害予防計画 第3節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
第3節 自主防災組織育成計画 (略) 2. 地域住民等の自主防災組織 <u>(1)</u> 組織の育成指導及び強化 (略) <u>(2)</u> 組織の編成単位 <u>①</u> 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。 <u>②</u> 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。 <u>(3)</u> 組織づくり (略) <u>①</u> 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。 <u>②</u> 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。 <u>③</u> 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。 <u>④</u> 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。 (P9-10)	第3節 自主防災組織育成計画 (略) 2. 地域住民等の自主防災組織 <u>(1)</u> 組織の育成指導及び強化 (略) <u>(2)</u> 組織の編成単位 <u>ア</u> 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。 <u>イ</u> 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。 <u>(3)</u> 組織づくり (略) <u>ア</u> 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。 <u>イ</u> 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。 <u>ウ</u> 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。 <u>エ</u> 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。 (P9-10)

震災対策	第2章 災害予防計画 第3節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
<u>(4)</u> 活動計画の制定 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、様態を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。 <u>(5)</u> 主な活動内容 <u>①</u> 平常時の活動 <u>ア</u> 防災に関する知識の普及 <u>イ</u> 防災訓練の実施 <u>ウ</u> 火気使用設備器具等の点検 <u>エ</u> 防災用資機材等の備蓄及び管理 <u>②</u> 災害時の活動 <u>ア</u> 情報の収集及び伝達 <u>イ</u> 出火防止、初期消火の実施 <u>ウ</u> 避難誘導 <u>エ</u> 救出救護 <u>オ</u> 給食給水 (P10)	<u>(4)</u> 活動計画の制定 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、様態を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。 <u>(5)</u> 主な活動内容 <u>ア</u> 平常時の活動 <u>(ア)</u> 防災に関する知識の普及 <u>(イ)</u> 防災訓練の実施 <u>(ウ)</u> 火気使用設備器具等の点検 <u>(エ)</u> 防災用資機材等の備蓄及び管理 <u>イ</u> 災害時の活動 <u>(ア)</u> 情報の収集及び伝達 <u>(イ)</u> 出火防止、初期消火の実施 <u>(ウ)</u> 避難誘導 <u>(エ)</u> 救出救護 <u>(オ)</u> 給食給水 (P10-11)

震災対策	第2章 災害予防計画 第3節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
3. 事業所の自衛消防組織等 (略) <u>(1)</u> 事業所に対する指導 (略) <u>(2)</u> 対象施設 <u>①</u> 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設 <u>②</u> 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所 <u>③</u> 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施 <u>④</u> 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設 <u>(3)</u> 組織づくり及び活動計画の制定 (略) <u>(4)</u> 主な活動内容 <u>①</u> 平常時の活動 <u>ア</u> 防災訓練の実施 <u>イ</u> 施設及び設備等の点検整備 <u>ウ</u> 従業員等の防災に関する教育の実施 <u>②</u> 災害時の活動 <u>ア</u> 情報の収集伝達 <u>イ</u> 出火防止、初期消火の実施 <u>ウ</u> 避難誘導 <u>エ</u> 救出救護 (P10-11)	3. 事業所の自衛消防組織等 (略) <u>(1)</u> 事業所に対する指導 (略) <u>(2)</u> 対象施設 <u>ア</u> 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設 <u>イ</u> 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所 <u>ウ</u> 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施 <u>エ</u> 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防組織を設置することが必要な 施設 <u>(3)</u> 組織づくり及び活動計画の制定 (略) <u>(4)</u> 主な活動内容 <u>ア</u> 平常時の活動 <u>(ア)</u> 防災訓練の実施 <u>(イ)</u> 施設及び設備等の点検整備 <u>(ウ)</u> 従業員等の防災に関する教育の実施 <u>イ</u> 災害時の活動 <u>(ア)</u> 情報の収集伝達 <u>(イ)</u> 出火防止、初期消火の実施 <u>(ウ)</u> 避難誘導 <u>(エ)</u> 救出救護 (P11)

震災対策	第 2 章 災害予防計画 第 4 節 防災業務施設整備計画第
修正前	修正後
第4節 防災業務施設整備計画 (略) (P12)	第4節 防災業務施設整備計画 (略) (P12)

震災対策	第 2 章 災害予防計画 第 5 節 火災予防計画
修正前	修正後
第5節 火災予防計画 (略) (P12)	第5節 火災予防計画 (略) (P12)

震災対策	第 2 章 災害予防計画 第 6 節 公共施設等災害予防計画
修正前	修正後
第6節 公共施設等災害予防計画 (略) (P13)	第6節 公共施設等災害予防計画 (略) (P13)

震災対策	第 2 章 災害予防計画 第 7 節 給水確保計画
修正前	修正後
第7節 給水確保計画 (略) (P13)	第7節 給水確保計画 (略) (P13)

震災対策	第2章 災害予防計画 第8節 避難収容計画
修正前	修正後
第8節 避難収容計画 1. 避難場所、避難経路の整備及び選定 (1) 避難場所 ア <u> </u> 避難場所の整備計画 (略) イ <u> </u> 地震発生時に使用可能な避難場所の選定 (略) (2) 避難路 ア <u> </u> 避難路の整備計画 (略) 3. 災害弱者の事前把握 (1) 要援護 ア <u> </u> 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行うことにより、災害弱者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。 イ <u> </u> 大規模地震時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害弱者に対する緊急通報装置の給付促進等、緊急通報システムの整備を図るものとする。 ウ <u> </u> 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連帯により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。 (2) 外国人 (略) (P14)	第8節 避難収容計画 1. 避難場所、避難経路の整備及び選定 (1) 避難場所 ア <u> </u> 避難場所の整備計画 (略) イ <u> </u> 地震発生時に使用可能な避難場所の選定 (略) (2) 避難路 ア <u> </u> 避難路の整備計画 (略) 3. 災害弱者の事前把握 (1) 要援護 ア <u> </u> 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行うことにより、災害弱者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。 イ <u> </u> 大規模地震時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害弱者に対する緊急通報装置の給付促進等、緊急通報システムの整備を図るものとする。 ウ <u> </u> 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連帯により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。 (2) 外国人 (略) (P14)

震災対策	第2章 災害予防計画 第8節 避難収容計画
修正前	修正後
4. 避難誘導の事前措置 (1) 避難場所等の周知徹底 (略) ア. 避難所の名称及び場所 イ. 避難所への経路 ウ. 避難の勧告又は指示の伝達方法 エ. 避難後の心構え (P14-15)	4. 避難誘導の事前措置 (1) 避難場所等の周知徹底 (略) ア. 避難所の名称及び場所 イ. 避難所への経路 ウ. 避難の勧告又は指示の伝達方法 エ. 避難後の心構え (P14-15)

震災対策	第2章 災害予防計画 第9節 医療保健計画
修正前	修正後
第9節 医療保健計画 2. 災害時における医療救護体制の整備 (1) 体制整備の基本的な考え方 ア <u> </u> 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。 イ <u> </u> 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。 3. 防疫体制の整備 (2) 防疫班等の整備 ア <u> </u> 災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。 イ <u> </u> 災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。 (P15)	第9節 医療保健計画 2. 災害時における医療救護体制の整備 (1) 体制整備の基本的な考え方 ア <u> </u> 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。 イ <u> </u> 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。 3. 防疫体制の整備 (2) 防疫班等の整備 ア <u> </u> 災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。 イ <u> </u> 災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。 (P15)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画
修正前	修正後
第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 1. 災害対策本部等の設置基準 (略) (1) 災害対策本部 ア __町内で震度6弱以上の地震が発生した場合 イ __災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲から <u>して</u> 本部を設置し、__応急対策を必要 <u>とする</u> 場合 (新規) (P17)	第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 1. 災害対策本部等の設置基準 (略) (1) 災害対策本部 ア __町内で震度6弱以上の地震が発生した場合 イ __災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲から、<u>町長が</u>本部を設置し応急対策を <u>とる</u> 必要 <u>があると判断した</u> 場合 <u>ウ 地震以外の複合的な要因も含め、災害が発生する可能性があり、町長が本部を設置し応急対策をとる必要がある判断した場合</u> (P17)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第2節 職員配置計画
修正前	修正後
第2節 職員配置計画 2. 組織の確立 (略) (1) 職員の配置 ア. 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合。 (略) イ. 第1配置体制 (略) ウ. 第2配置体制 (略) エ. 災害対策本部の設置等 震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部を設置するものとする。また、職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄り出先機関あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。 なお、総務課は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場所は、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。 (P17-18)	第2節 職員配置計画 2. 組織の確立 (略) (1) 職員の配置 ア. 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合。 (略) イ. 第1配置体制 (略) ウ. 第2配置体制 (略) エ. 災害対策本部の設置等 震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部を設置するものとする。また、職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄り出先機関あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。 なお、総務課は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生し、通信手段が途絶した場合は、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。 (P17-18)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第5節 災害情報収集・伝達計画
修正前	修正後
第5節 災害情報収集・伝達計画 (略) (P19)	第5節 災害情報収集・伝達計画 (略) (P19)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 広報計画
修正前	修正後
第6節 広報計画 (略) 4. 町における広報活動 (1) 広報内容 (略) ア 災害対策本部の設置 イ 災害の概況（被害の規模・状況等） ウ 町及び防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項 エ 避難の勧告・指示（避難場所・避難路の指示） オ 電気、ガス、水道等供給の状況 カ 防疫に関する事項 キ 火災状況 ク 医療救護所の開設状況 ケ 給食・給水実施状況 コ 道路、河川等の公共施設被害 サ 道路交通等に関する事項 シ 一般的な住民生活に関する情報 ス 社会秩序の維持及び民生の安定に関する事項 セ 二次災害を含む被害の防止に関する事項 ソ その他必要な事項 (2) 広報の方法 (略) ア 防災行政無線による広報 イ 広報車等による広報 (P20-21)	第6節 広報計画 (略) 4. 町における広報活動 (1) 広報内容 (略) ア 災害対策本部の設置 イ 災害の概況（被害の規模・状況等） ウ 町及び防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項 エ 避難の勧告・指示（避難場所・避難路の指示） オ 電気、ガス、水道等供給の状況 カ 防疫に関する事項 キ 火災状況 ク 医療救護所の開設状況 ケ 給食・給水実施状況 コ 道路、河川等の公共施設被害 サ 道路交通等に関する事項 シ 一般的な住民生活に関する情報 ス 社会秩序の維持及び民生の安定に関する事項 セ 二次災害を含む被害の防止に関する事項 ソ その他必要な事項 (2) 広報の方法 (略) ア 防災行政無線による広報 イ 広報車等による広報 (P20-21)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 広報計画
修正前	修正後
ウ_消防団による広報 エ_報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報 オ_広報紙、広報号外、チラシ、ポスター等 カ_避難場所への職員の派遣 キ_自主防災組織等による広報 ク_その他状況に応じ効果的な方法 (P21)	ウ_消防団による広報 エ_報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報 オ_広報紙、広報号外、チラシ、ポスター等 カ_避難場所への職員の派遣 キ_自主防災組織等による広報 ク_その他状況に応じ効果的な方法 (P21)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画
修正前	修正後
第7節 避難収容対策計画 (略) 1. 避難の勧告又は指示の内容及びその周知 (1) 避難の勧告又は指示の内容 (略) ア 要避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難理由 エ 避難経路 オ 避難時の注意事項 (2) 避難の勧告又は周知の方法 (略) ア 防災行政無線による周知 イ 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知 ウ サイレン及び警鐘による周知 エ 広報車等による周知 オ 囑託員、自主防災組織等への電話等による伝達周知 カ 災害情報システム（Lアラート）へ情報配信を行い、報道機関を通じての周知 5. 災害弱者への配慮 (1) 要援護者に係る対策 ア 安否確認、救助活動 (略) (P21-22)	第7節 避難収容対策計画 (略) 1. 避難の勧告又は指示の内容及びその周知 (1) 避難の勧告又は指示の内容 (略) ア 要避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難理由 エ 避難経路 オ 避難時の注意事項 (2) 避難の勧告又は周知の方法 (略) ア 防災行政無線による周知 イ 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知 ウ サイレン及び警鐘による周知 エ 広報車等による周知 オ 囑託員、自主防災組織等への電話等による伝達周知 カ 災害情報システム（Lアラート）へ情報配信を行い、報道機関を通じての周知 5. 災害弱者への配慮 (1) 要援護者に係る対策 ア 安否確認、救助活動 (略) (P21-22)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画
修正前	修正後
イ. 状況調査及び情報の提供 (略) ウ. 福祉・保健巡回サービス (略) (2) 外国人に係る対策 ア. 安否確認、救助活動 (略) イ. 情報の提供 (略)	イ. 状況調査及び情報の提供 (略) ウ. 福祉・保健巡回サービス (略) (2) 外国人に係る対策 ア. 安否確認、救助活動 (略) イ. 情報の提供 (略)
(P22)	(P22)

震災対策		第 3 章 災害応急対策計画 第 9 節 水防計画	
修正前		修正後	
第9節 水防計画 (略) (P23)		第9節 水防計画 (略) (P23)	

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第10節 救出計画
修正前	修正後
3. 救出の方法 (1) 町、消防職員・団員による救出 ア <u> </u>町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。 なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。 イ <u> </u>救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 ウ <u> </u>町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。 (P23)	3. 救出の方法 (1) 町、消防職員・団員による救出 ア <u> </u>町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。 なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。 イ <u> </u>救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 ウ <u> </u>町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。 (P23)

震災対策	第3章 災害応急対策計画 第12節 食料供給計画
修正前	修正後
3. 炊き出しの実施及び食糧の配分 (2) 食糧の配分 被災住民への食糧の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア <u> </u>各避難所における食糧の受入確認及び受給の適正を図るための責任者の配置 イ <u> </u>住民への事前周知等による公平な配分 (P24)	3. 炊き出しの実施及び食糧の配分 (2) 食糧の配分 被災住民への食糧の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア <u> </u>各避難所における食糧の受入確認及び受給の適正を図るための責任者の配置 イ <u> </u>住民への事前周知等による公平な配分 (P24)

震災対策	第 4 章 災害復旧計画
修正前	修正後
第4章 災害復旧計画 災害復旧計画については、一般災害対策第4章災害復旧計画によるものとする。 (P27)	第4章 災害復旧計画 災害復旧計画については、一般災害対策第4章災害復旧計画によるものとする。 (P27)